

予 防 危 第 3 号
令和3年11月12日

事務担当者各位

北はりま消防組合
消防本部消防部予防課長

室内における防爆構造の電気設備の取扱いについて（通知）

製造所等における電気設備の取扱いについては、電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）の規定に基づき設置することとされているが、下記の措置を講じることにより、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第23条の規定を適用し、防爆構造を要しない構造とすることができる。

記

1 防爆構造を要しない構造等について

(1) 全体換気及び局所換気により可燃性蒸気を排出させる措置

ア 全体換気及び局所換気は24時間自動強制排出設備（電源スイッチは停止できない構造）であること。

イ 全体換気とは別に、露出されている危険物及びためますからの局所自動強制排出設備があること。

ウ 自動強制排出設備が作動しない状態が発生した場合は、当該危険物の貯蔵又は取扱いはできない構造とし、露出部分についても閉鎖させる等可燃性蒸気を発生させない構造とする。

なお、自動強制排出設備が復旧した場合、防爆構造を除く機器にあつては全体換気が5回以上実施後でないとは作動しない構造であること。

(2) 電気設備を囲う容器（外箱）内の圧力を、保護気体（容器内に圧入する空気又は窒素等の不燃性の気体をいう。）により容器周囲の圧力より高く維持する措置

ア 電気設備の通電中は、容器内の圧力を容器周囲の圧力より50パスカル以上高く保持すること。

イ 容器内の圧力を検知する機器を設けるとともに、容器内の圧力が所定の値を下回った場合警報を発し、かつ、容器周囲との圧力差が50パスカルを下回る前に自動的に電気設備の電源が遮断されること。

(3) その他

防爆構造の電気設備が必要な場所であっても、電圧30ボルト未満の電気設備であつ

て、電圧 30 ボルト以上の電気設備と電氣的に接続されていないものにあつては、防爆構造を要しない電気設備として取り扱うことができる。

2 防爆構造を要しない構造等の手続について

1 (1)又は(2)の措置を講じることにより防爆機器以外の電気設備を設置しようとする者は、その措置内容を明確にするため、北はりま消防組合危険物規則（平成 23 年規則第 33 号。以下「規則」という。）第 28 条に規定する危険物基準の特例適用申請書（規則様式第 22 号）により申請するものとするが、その承認については、規則第 28 条の規定に関わらず所轄消防署長とする。

附 則

この基準は令和 5 年 8 月 21 日から運用する。